由利本荘市津波避難計画

目 次

第	1章	章 総則	• • • • • • • • 3
	1	目的	
	2	計画の適用範囲	
	3	計画の修正	
	4	用語の意味	
第	2重	軍工學的 	• • • • • • • • • 3
-,.		対象とする津波	
	2	津波浸水想定区域の設定	
	3	避難対象地域の指定	
	4	避難困難地域の抽出	
	5	指定緊急避難場所(避難目標地点含む)	・津波避難ビル等の指定
	6	避難路・避難経路の指定・設定	
	7	避難の方法	
第	33章	章 初動体制(職員の参集等)	• • • • • • • • • 13
<i>-</i> 1•	1	防災体制	
	2	職員の連絡・参集体制	
	3	避難誘導等に従事する者の安全性の確保	
第	4 頁	章 避難指示等の発令	• • • • • • • 16
	1	津波情報等の収集・伝達	
	2	避難指示の発令	
	3	避難指示の情報伝達	
第	55章	章 平常時の津波防災教育・啓発	• • • • • • • • • 17
	1	津波防災の教育	
	2	津波防災意識の啓発	
第	66章	章 津波避難訓練の実施	• • • • • • • • 18
/14	1	総合防災訓練	10
	2	地区の津波避難訓練	
笋	· 7音	産 避難行動要支援者等の避難対策	• • • • • • • • 19
717	1	避難行動要支援者の避難対策	13
	2	観光客等の避難対策	

第1章 総則

1 目的

本計画は、地震が発生又は大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された直後から、津波が終 息するまでの概ね数時間〜数十時間の間、津波から住民等の生命、身体の安全を確保するための避 難対策を定めることを目的とする。

2 計画の適用範囲

本計画は、津波に関する緊急避難対策のみを適用範囲とする。避難後の応急・復旧対策等については、地域防災計画等の定めによるものとする。

3 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

4 用語の意味

本計画において、使用する用語の意味は、次のとおりである。

<u>本計画において、使用する</u>	用語の息味は、火のとわりである。
用語	用語の意味等
① 津波浸水想定区域	最大クラス等の津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域
	及び水深により設定された浸水の区域をいう。
②避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基
	づき市町村が指定する。ABC連動以外の津波を選択した場合は、
	安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広
	範囲で指定する。
③ 避難困難地域	津波到達予想時間までに、避難対象地域の外(避難の必要がない安
	全な地域)に避難することが困難な地域をいう。
④ 避難路	避難目標地点まで、最も短時間でかつ安全に到達できる主要道路
	で、市町村が指定するものをいう。
⑤ 避難経路	避難する場合の経路で、検討段階では市町村が想定し、最終的には
	自治会、自主防災組織、住民等が設定する。
⑥ 避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所を
	いう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の
	安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも指定
	緊急避難場所とは一致しない。
⑦ 指定緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則
	として避難対象地域の外に定める。
⑧ 津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物を
	いう。避難対象地域内の建物を市が指定する。
⑨ 津波ハザードマップ	津波浸水想定区域を地図に示し、必要に応じて緊急避難場所等の付
	加的な防災関連情報を加えたものをいう。
⑩ バッファゾーン	浸水想定区域には含まれないが、浸水想定の不確実性を考慮すると
	浸水のおそれがあるものとして対応をとるべき地域をいう。

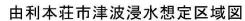
第2章 津波避難計画

1 対象とする津波

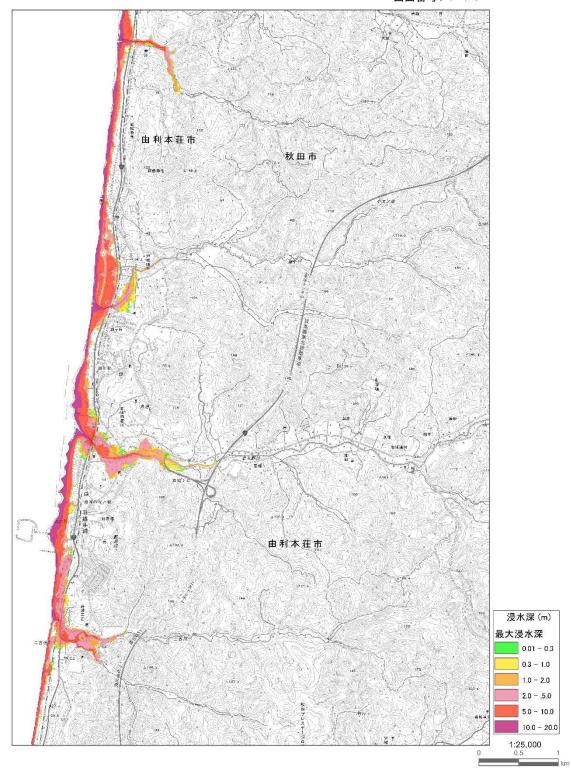
本計画で対象とする津波は、秋田県地震被害想定調査報告書(平成25年8月公表)の海域AB C連動地震(以下、「ABC連動」という)とする。

2 津波浸水想定区域の設定

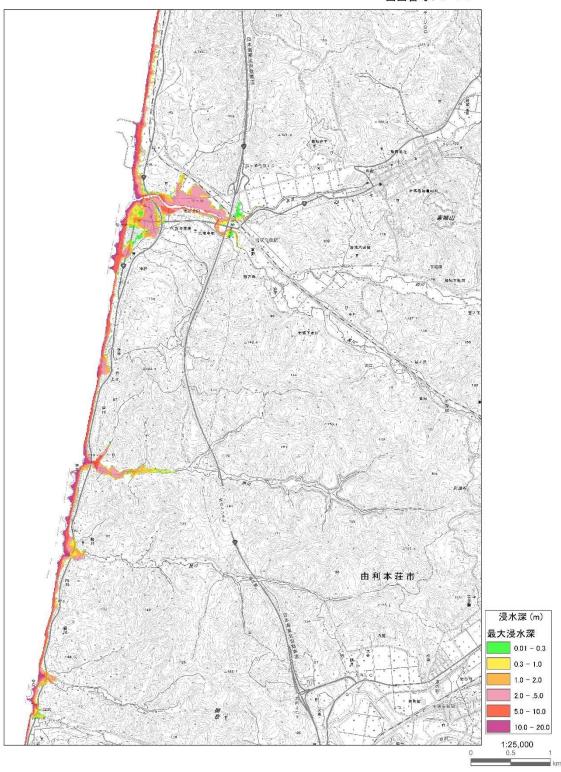
対象津波の津波浸水シミュレーション結果に基づき、津波浸水想定区域を設定する。



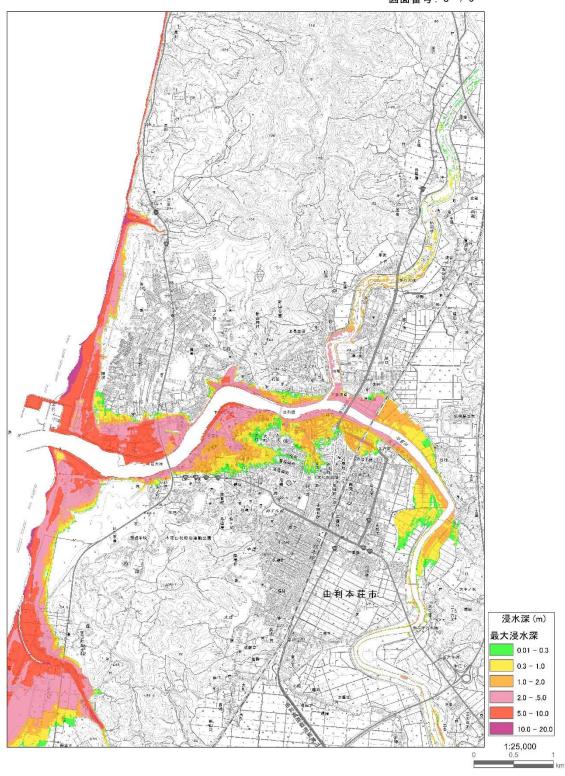
図面番号: 1 /5



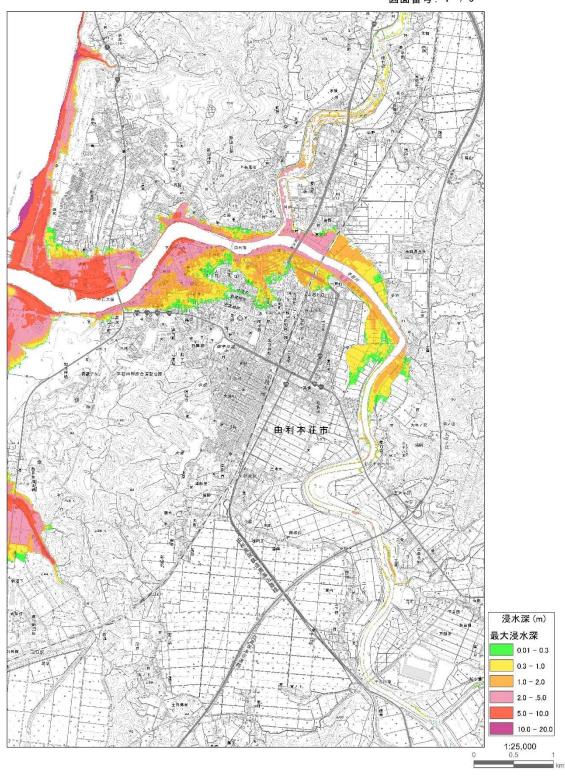
図面番号: 2 /5



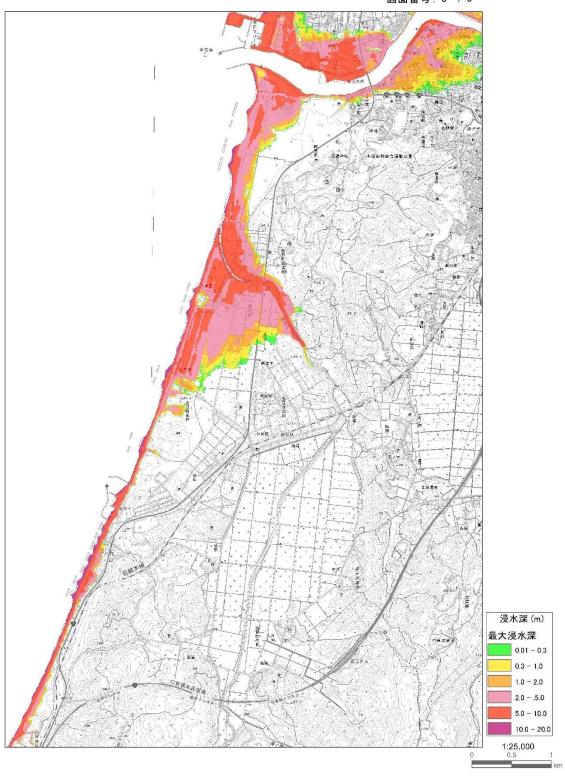
図面番号: 3 /5



図面番号: 4 /5



図面番号: 5 / 5



3 避難対象地域の指定

本市の対象津波の津波浸水想定区域は、想定しうる最大限の範囲となることから、想定の不確実性等を考慮したバッファゾーンは不要であり、津波浸水想定区域を避難対象地域として指定する。

4 避難困難地域の抽出

(1)津波到着予想時間の設定

対象津波の津波浸水シミュレーション結果に基づき、津波到着予想時間を設定する。

津波シミュレーション結果

沿岸市町における最大津波高と津波到達時間

F /\	Life . H	津波到達時間 (分)			
区分	地点	20cm	50 cm	1h内 最大値	最大値
海域A	由利本荘市 1	32	32	33	33
一 一 一	由利本荘市 2	30	31	31	31
海域B	由利本荘市 1	18	20	25	25
(由利本荘市 20 21	26	26		
海域C	由利本荘市 1	24	25	32	32
一個級し	由利本荘市 2	22	22 23	31	31
海域B+C	由利本荘市 1	27	28	32	32
一番	由利本荘市 2	25	26	31	31
海域A+B+C	由利本荘市 1	21	22	31	31
一個機ATDTU	由利本荘市 2	19	20	30	30



※津波到達時間(分)について

・20cm (50cm): 初期水面から20cm (50cm) を超えた最初の時間

・1h内最大値:計算開始60分以内で波高が最大値となる時間

・最大値:計算時間内(6時間)で波高が最大となる時間

設定にあたっての数式及び諸数値については、次のとおりとする。

避難可能距離 = 歩行速度 × 避難可能時間(津波到達予想時間-避難開始時間)

- 歩行速度:健常者は1.0m/秒、避難行動要支援者は0.5m/秒とした。
- 避難開始時間:夜間等の悪条件下を前提に10分とした。
- 避難限界距離(徒歩):最長でも500mとした。

(4)避難困難地域の抽出

現状 津波避難シミュレーションにより、津波到達予想時間までに避難対象地域の外(避難の必要がない安全な地域)または避難対象施設に避難することが困難な「避難困難地域」は、該当地区なしとなった。

5 指定緊急避難場所・津波避難ビル等の指定

指定緊急避難場所が備える必要のある安全性や機能性が確保されている場所を次表のとおり指定緊急避難場所として指定する。

(1) 指定緊急避難場所

PS7 6. NH+ H4. [D - T -	収容想定	収容想定人数	
緊急避難場所	屋外	屋内	電話番号
由利本莊市消防庁舎	0	200	22-4282
鶴舞球場	8,000	0	24-5348
本荘公園	15,000	0	24-6332
本荘公園前広場	2, 500	0	24-6332
鶴舞会館	0	600	24-2911
本荘由利広域行政センター	0	120	23-2019
羽後信用金庫 (駐車場)	800	0	23-3000
本荘グランドホテル	0	500	23-4511
本荘由利総合運動公園	18, 250	0	24-2410
鶴舞小学校	5,000	600	22-1422
本荘南中学校	15,000	750	22-7153
ホテルアイリス	0	500	24-5115
本荘合同庁舎	0	50	22-2335
本荘高等学校グラウンド	16,000	0	22-0832
尾崎小学校	5,000	600	24-1236
文化交流館「カダーレ」	4, 750	430	22-2500
本荘ステーションホテル	110	0	23-3611
本荘南部コミュニティ防災センター	0	40	24-3855
由利工業高校グラウンド	8, 150	0	22-5520
由利本莊総合防災公園	20,000	3,000	24-6276
石脇公園グラウンド	8, 500	0	24-6333
新山小学校	4, 750	750	22-1420

EG 6 1844/10	収容想定		
緊急避難場所	屋外	屋内	電話番号
本莊北中学校	14,000	900	22-0321
石脇体育館	0	500	24-4844
職業訓練センター	0	250	23-5502
田尻野消防センター	50	0	_
松ヶ崎八幡神社境内	500	0	28-2611
光禅寺境内	160	0	1
神沢緑地広場	2050		24-6355
神沢配水池敷地	200	0	24-6337
松ヶ崎運動広場	2, 500	0	28-2001
折林八幡神社境内	160	0	28-2611
芦川配水池敷地	250	0	24-6337
親川御嶽神社境内	1, 150	0	28-2611
深沢運動広場	280	0	1
三川公民館前広場	330	0	23-6606
県立大学本荘キャンパス	13, 500	0	27-2000
上新谷自治会グラウンド	1, 450	0	_
国立病院機構あきた病院	1, 400	0	73-2002
旧道川中学校グラウンド	2, 150	0	73-2011
岩城総合支所駐車場	1, 450	0	73-2011
二古自治会グラウンド	2, 200	0	_
岩城多目的グラウンド	5,000	0	73-2468
岩城小学校	5,000	600	62-5030
岩城会館	0	300	73-2468
岩城中学校	9,000	650	73-2212
岩城総合体育館	0	700	73-2468
特別養護老人ホーム	5, 000	0	32-1133
「ひまわり」駐車場	5,000	U	32-1133
坊主森	140	0	_
御月森グラウンド	5,000	0	_
中高屋公民館広場	430	0	_
出戸交流センター敷地内	600	0	_
西目小学校	10,000	650	33-2305
西目中学校	18,000	950	33-2304
西目公民館「シーガル」	0	450	33-2315
津波避難タワー	60	0	_

(2) 津波避難ビル等

施設名	住 所	電話番号	備考
ホテルアイリス	肴町5番地	24-5115	3階以上へ避難
本荘合同庁舎	給人町17番地	22-2335 (※本荘税務署)	3階以上へ避難
本荘ステーションホテル	花畑町1-80	23 - 3611	3階以上へ避難
羽後信用金庫	本荘 13	23 - 3001	駐車場へ避難
本荘グランドホテル	岩渕下 254 番地	$2\ 3-4\ 5\ 1\ 1$	3階以上へ避難
市営伊勢堂住宅	本荘 89	_	3階以上へ避難
市営砂子下団地	砂子下 15-1	_	3階以上へ避難

6 避難路・避難経路の指定・設定

避難路・避難経路の設定については、住民説明会等における地域の意見を参考にしつつ、災害時に発生する様々な危険要因を経路から可能な限り除外し、避難者の安全が確保される道を 選定する。

したがって、必ずしも避難目標地点までの最短な道のりが"安全"な経路とは限らないため、最短経路を参考にしながら、安全な避難路・避難経路を地域住民とともに検討する。

7 避難の方法

避難の方法は、原則徒歩とする。ただし、徒歩による避難が困難な地域や避難行動要支援者などに限定して、支援車両等による自動車避難も考慮する必要があり、詳細については地域における津波避難計画において実情にあった避難方法等を定める。

第3章 初動体制

1 防災体制

地震及び津波に対する市町村の防災体制は、次のとおりである。

名 称	由利本荘市災害対策本部			
設置権者	市長			
設置基準	[自動設置]			
	1 市域で震度5強以上を観測する地震が発生した場合			
	2 市沿岸に津波警報及び大津波警報が発表された場合			
	3 市域で大雨、暴風、高潮、波浪、大雪及び暴風雪に関する特別警報が発表され			
	た場合			
	4 噴火警報(居住地域)が発表された場合			
	5 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した			
	場合			
	[自動設置以外]			
	1 市民の生命・身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害			
	から			
	拡大するおそれがあり、市長が必要と認めた場合			
主要業務	1 災害情報の収集・関係資料の作成			
	2 災害予防及び災害応急対策の実施方針の作成及び実施			
	3 防災関係機関等との連絡調整			
	4 市民に対する広報			
本部構成員	本部長 市 長			
	副本部長 副市長(2名) 教育長 企業管理者 危機管理監			
	本 部 員 総務部長 矢島総合支所長 教育次長			
	企画振興部長 岩城総合支所長 企業局長			
	市民生活部長由利総合支所長消防長			
	健康福祉部長 大内総合支所長 総務課長			
	産業振興部長 東由利総合支所長 危機管理課長			
	観光文化スポーツ部長 西目総合支所長			
	建設部長鳥海総合支所長			
本部員会議	[地震災害] 地震の発生、津波警報又は大津波警報の発表後、速やかに開催し以後必			
	要に応じて開催			
	[地震以外の災害] 必要に応じて開催			
設置場所	応接室(本庁舎二階) 本部員会議:応接室(本庁舎二階)			
	※災害対策本部機能の確保 本庁舎が被災した場合には、最寄りの総合支所等に設置する。			

名 称	由利本荘市災	害対策部		
設置権者	副市長 (総務担当)			
設置基準	[自動設置]			
	1 市域で	震度5弱を観測する	地震が発生した場合	
	2 市沿岸	に津波注意報が発表	された場合	
	3 噴火警	報(火口周辺)が発	表された場合	
	[自動設置以	外]		
	1 相当規	模の災害が発生し、	又は被害が拡大するおそ	れがあり、副市長が必
	要と			
	認めた場	合		
主要業務	1 災害情	報の収集・関係資料	の作成	
	2 災害予	防及び災害応急対策	の実施方針の作成及び乳	
	3 防災関	係機関等との連絡調整		
	4 市民に	対する広報		
対 策 部	部 長	副市長 (総務担当)		
構 成 員	部長補佐	副市長 危機管理監		
	部 員	総務部長	矢島総合支所長	教育次長
		企画振興部長	岩城総合支所長	企業局長
		市民生活部長	由利総合支所長	消防長
		健康福祉部長	大内総合支所長	総務課長
		産業振興部長	東由利総合支所長	危機管理課長
		観光文化スポーツ部長	西目総合支所長	
		建設部長	鳥海総合支所長	
本部会議	[地震災害] 均	地震の発生又は津波	注意報の発表後速やかに	開催し以後必要に応じ
	て開催			
	[地震以外の災害] 必要に応じて開催			
設置場所	応接室(本庁	舎二階) 対策部	3員会議:応接室(本庁舎	各二階)

名 称	由利本荘市災	と害警戒室			
設置権者	危機管理監				
設置基準	[自動設置]				
	1 市域で	で震度4を観測する地	震が発生した場合		
	2 噴火警	降報(火口周辺)が発	表された場合		
	[自動設置以	(外]			
	1 大雨、	洪水、暴風、暴風雪	その他気象に関する警	P報等が発表された場合など	
	において	[防災対策上、危機管	理監が必要と認めた場	; 合	
主要業務	1 気象に	関する警報等の受理	• 伝達		
	2 災害情	災害情報の収集・関係資料の作成			
	3 防災関	災関係機関等との連絡調整			
警 戒 室	室 長	危機管理監			
構 成 員	室長補佐	危機管理課長			
	室 員	総務課長	生活環境課長	建設管理課長	
		管財課長	健康づくり課長	教育委員会教育総務課長	
		秘書課長	福祉支援課長	企業局管理課長	
		総合政策課長	農業振興課長	消防本部総務課長	
		市民課長	商工振興課長	各総合支所市民サービス課長	
設置場所	危機管理課	(本庁舎増設棟)			

2. 職員の連絡・参集体制

勤務時間外に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合の職員(消防団を含む)の連絡・参集体制は「地域防災計画」の定めによる。

勤務時間中は、庁内放送等を通じて招集の伝達を行う。 なお、地震発生時は職員自らが情報を覚知して自動的に参集を行うことを原則とする。

3 避難誘導等に従事する者の安全性の確保

(1) 退避ルールの確立

避難広報や避難誘導を行う職員、消防団員、民生児童委員等の防災業務に従事する者が、津波 浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間、出動時間、退避時間等を考 慮して退避ルールを確立する。

(2) 海面の監視

大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、市職員および消防職員は、ボートプラザアクアパルや岩城地区港の湯(道の駅)に設置しているライブカメラを活用して、海面の監視を行う。

第4章 避難指示等の発令

1 津波情報の収集・伝達

津波情報については、秋田県総合防災情報システムや全国瞬時警報システム(Jアラート)により受信し、次のように自動的に伝達する。

◆住民への自動伝達手段(例)

	J-ALERT(自動起動)				
	サイレン	音声放送			
大津波警報	3秒吹鳴、 2秒休止 ×3回	大津波警報が発表されました。 避難対象地域の方は、ただちに高台に避難してください。			
津波警報	5秒吹鳴、 6秒休止 ×2回	津波警報が発表されました。 避難対象地域の方は、ただちに高台に避難してください。			
津波注意報	(なし)	津波注意報が発表されました。海岸付近の方は、ただちに高台に避難してください。			

2 避難指示の発令基準

(1) 発令の判断基準

避難指示の発令基準は次のとおりとする。

区分	基準
	次のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。
	1:大津波警報、津波警報、津波注意報の発表
避難指示	2:停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状
	況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度
	以上の長い揺れを感じた場合

(2) 避難の対象区域

○大津波警報・津波警報の場合

ABC連動の津波により浸水が想定される地域を対象

○津波注意報の場合

海岸堤防等より海側の地域を対象(海水浴客、漁業・港湾施設従事者等)

※ただし、海岸堤防のない地域で高さ1mの津波による浸水が想定される区域は、あらかじめ対象世帯等を特定し、立ち退き避難を周知しておくこと。

(3) 発令にあたっての留意事項

避難指示は、判断基準を満たした場合に即時に発令するものとし、首長が不在等の場合であっても、発令が遅れないよう留意するものとする。

3 避難指示の情報伝達

市町村は、住民等のニーズに応じて、防災行政無線、報道機関、登録制メールなど、多様な情報 伝達手段を活用し、避難指示を速やかに伝える。

- (1) 避難指示等の伝達
 - ①住民への伝達

- ・防災行政無線及び登録制メール等により伝達する。
- ・広報広聴課、消防本部、消防団が、広報車により巡回し伝達する。
- 消防署がサイレンを吹鳴する。

②施設への伝達

市は、幼稚園、保育所、学校、病院、福祉施設等の要配慮者利用施設および事業者や 集客施設等に対して、津波警報サイレン、防災メール、広報車による広報、放送事業者 を通じたテレビ・ラジオ等の手段を活用し、避難指示を伝達する。

③ 海水浴客、観光客等への伝達

市は、屋外にいる海水浴客や釣り人等に対して、津波警報サイレンや防災メール等により、避難指示を伝達する。 海水浴場やマリーナ等、施設管理者がいる場合は、拡声器等を用いて、避難指示の情報伝達に努める。ホテルや道の駅等の施設については、各施設管理者が館内放送や拡声器等で呼びかけるとともに、可能であれば施設周辺の観光客等に対してもあわせて呼びかける。

(2) 避難指示の伝達内容(伝達文の例)

- ○大津波警報・津波警報が発表された場合
 - ■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
 - ■大津波警報(又は津波警報)が発表されました。
 - ■ただちに、高い場所に避難してください。
- ○強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合
 - ■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
 - ■強い揺れの地震がありました。
 - ■津波が予想されるため、ただちに、高い場所に避難してください。
- ○津波注意報が発表された場合
 - ■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
 - ■津波注意報が発表されました。
 - ■海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。

(3) 解除の考え方

- ・当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として解除する。
- ・ 浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での 浸水が解消した段階を基本として解除する。

第5章 平常時の津波防災教育・啓発

1 津波防災の教育

小中学校の学校教育において、津波に対する心得、避難場所の確認、避難方法等について、児 童・生徒に教育を行う。

■津波に対する心得

- ○強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- ○地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、速やかに避難する。
- ○海水浴や釣り等により海岸保全施設より海側にいる人は、津波注意報でも避難する。
- ○正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する(デマに惑わされない)。
 - ○津波は長時間継続するので、津波警報等が解除されるまで、また安全が確認されるまで は避難行動を行う(自己判断をしない)。

2 津波防災意識の啓発

市民に対する津波防災意識の啓発として、次の対策を実施する。

(1) ハザードマップの作成・配布

県が実施した津波浸水シミュレーション結果に基づき、津波の到達範囲、緊急避難場所、避難 路等を表示したハザードマップを作成し、全市民に配布する。

(2) ホームページの作成

市のホームページにハザードマップや県等が作成した津波に関する資料等を掲載し、津波知識の周知を図る。

(3) 自主防災組織の育成

自主防災組織は地域の安全を守るために基礎となる組織であり、津波対策をはじめ、様々な防災の観点からも組織の育成を促進しなければならない。組織の育成に当たっては、各地区の実情に配慮し、住民が自発的に参加できる方策を検討する。

(4) 防災リーダーの育成

消防団員、自主防災組織、ボランティア等の防災担当者の中から、津波対策・被災時の主導的な役割を担う防災リーダーとなる人材の育成をする。

第6章 津波避難訓練の実施

1 総合防災訓練

市は、住民、自主防災組織、関係機関等が参加する総合防災訓練を1年に1回以上開催する。総合防災訓練においては、円滑な避難と津波対策の問題点の検証等を行うものとする。

2 地区の津波避難訓練

各地区の自治会、自主防災組織は、地区の住民が参加する津波避難訓練を実施する。市、消防署は、訓練を実施するよう働きかけ、必要な資機材の提供等を行い、これを支援する。

第7章 避難行動要支援者等の避難対策

津波発生時に行政が支援できること(公助)には限界があり、行政と近隣住民や自主 防災組織等が連携し、要配慮者等の避難支援を迅速かつ的確に行い、津波発生時における要配慮者等の生命を守るものとする。

(1)情報伝達

要配慮者等への津波予報、避難指示等の伝達手段は電話、サイレン、防災行政無線のほか、広報車、一斉メール配信等によるものとする。 また、必要に応じて報道機関、ホームページの活用や障害の状況に応じた伝達手段も確保する。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が要配慮者宅を直接訪問して、避難支持等を伝えることも考慮する。

(2) 避難支援

要配慮者等の避難誘導や救助に当たっては、津波到達時間内の災害対応を厳守しながら、自治会・町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て安全かつ 迅速に避難できるよう努める。 このため、市は自主防災組織、自治会・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協 議会等と連携し、地域の避難支援体制を構築しておく。

(3) 社会福祉施設等の避難対策

市は、高齢者が利用する社会福祉施設等の管理者に対し、施設利用者の安全の確保について、周知・広報を図る。

(4) 啓発

市は、要配慮者やその家族に対し、津波ハザードマップ等の配布や地域の防災訓練への 参加等について積極的に呼びかけを行うなど、避難の際の行動や津波に対する知識につい て啓発に努める。

(5) 観光客、釣り客等の避難対策

ア 津波注意看板・避難誘導標識等の設置

市は、観光客等地理不案内な外来者等への津波対策として海抜表示、避難誘導及び避難場所を示した看板等の設置に努める。

イ 津波についての啓発

市は、津波避難に関する心得や津波の危険性、避難場所等を掲載した防災マップ を集 客施設等に配布するとともに、集客施設の関係者等への周知を図る。 また、沿岸部の企 業や漁港関係者等と連携し、従業員や来訪者向けの啓発活動を推進する。